

原子力発第 2 2 2 4 8 号
令和 4 年 9 月 1 2 日

原子力規制委員会 殿

住 所 高松市丸の内 2 番 5 号
申 請 者 名 四国電力株式会社
代表者氏名 取締役社長 社長執行役員
長 井 啓 介

伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画変更認可申請書の補正について

令和 4 年 2 月 1 5 日付け，原子力発第 2 1 3 8 0 号をもって申請しました
伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画変更認可申請書を下記のとおり一部補正
いたします。

記

伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画変更認可申請書を別添のとおり補正する。

別添

伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画変更認可申請書

(令和 4 年 2 月 1 5 日 原子力発第 2 1 3 8 0 号) の補正前後比較表

伊方発電所2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																				
10	六 第6.1表 性能維持施設	<p style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (3 / 10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備^{※1}</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>使用済燃料輸送容器^{※2}</td> <td>1基</td> <td> 下記以外 は既許認可 可どおり 漏えい燃料を輸送 できる設 計とする^{※3} </td> <td> 臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能 </td> <td> 1号及び2号 炉使用済燃料 貯蔵設備内の 使用済燃料の 構内運搬に係 する使用が完了 するまで </td> </tr> <tr> <td> 新燃料貯蔵 設備 使用済燃料 貯蔵設備 </td> <td>1式</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td> 新燃料の臨界防止に影響する ような変形等の有意な損傷が ない状態であること。 </td> <td> 2号炉新燃料 貯蔵設備内の 新燃料の搬出 が完了するま で </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>使用済燃料ピット</td> <td>1個</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td> 2号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで </td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ラック</td> <td>1式</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td> 新燃料及び使用済燃料の臨界 防止に影響するような変形等 の有意な損傷がない状態であ ること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持機能	性能	維持期間	設備 (建家) 名称	維持台数	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料輸送容器 ^{※2}	1基	下記以外 は既許認可 可どおり 漏えい燃料を輸送 できる設 計とする ^{※3}	臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能	1号及び2号 炉使用済燃料 貯蔵設備内の 使用済燃料の 構内運搬に係 する使用が完了 するまで	新燃料貯蔵 設備 使用済燃料 貯蔵設備	1式	既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料の臨界防止に影響する ような変形等の有意な損傷が ない状態であること。	2号炉新燃料 貯蔵設備内の 新燃料の搬出 が完了するま で	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピット	1個	既許認可 どおり	臨界防止機能	2号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで	使用済燃料ラック	1式	既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料及び使用済燃料の臨界 防止に影響するような変形等 の有意な損傷がない状態であ ること。	<p style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (3 / 10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備^{※1}</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>使用済燃料輸送容器^{※2}</td> <td>1基</td> <td> 下記以外 は既許認可 可どおり 漏えい燃料を輸送 可能^{※3} </td> <td> 臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能 </td> <td> 1号及び2号 炉使用済燃料 貯蔵設備内の 使用済燃料の 構内運搬に係 する使用が完了 するまで </td> </tr> <tr> <td> 新燃料貯蔵 設備 使用済燃料 貯蔵設備 </td> <td>1式</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td> 新燃料の臨界防止に影響する ような変形等の有意な損傷が ない状態であること。 </td> <td> 2号炉新燃料 貯蔵設備内の 新燃料の搬出 が完了するま で </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>使用済燃料ピット</td> <td>1個</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td> 2号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで </td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ラック</td> <td>1式</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td> 新燃料及び使用済燃料の臨界 防止に影響するような変形等 の有意な損傷がない状態であ ること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。 ※3：漏えい燃料を収納する際の燃料の収納条件を追加し、漏えい燃料の影響を保守的に考慮しても既許認可評価結果に包絡されることを追記）</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持機能	性能	維持期間	設備 (建家) 名称	維持台数	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料輸送容器 ^{※2}	1基	下記以外 は既許認可 可どおり 漏えい燃料を輸送 可能 ^{※3}	臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能	1号及び2号 炉使用済燃料 貯蔵設備内の 使用済燃料の 構内運搬に係 する使用が完了 するまで	新燃料貯蔵 設備 使用済燃料 貯蔵設備	1式	既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料の臨界防止に影響する ような変形等の有意な損傷が ない状態であること。	2号炉新燃料 貯蔵設備内の 新燃料の搬出 が完了するま で	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピット	1個	既許認可 どおり	臨界防止機能	2号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで	使用済燃料ラック	1式	既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料及び使用済燃料の臨界 防止に影響するような変形等 の有意な損傷がない状態であ ること。	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料輸送容器の仕様について、記載の適正化（使用済燃料輸送容器について、漏えい燃料を収納することによる影響を考慮した評価においても既許認可評価結果に包絡されることを追記）
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}			維持機能	性能				維持期間																																																														
		設備 (建家) 名称	維持台数																																																																					
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料輸送容器 ^{※2}	1基	下記以外 は既許認可 可どおり 漏えい燃料を輸送 できる設 計とする ^{※3}	臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能	1号及び2号 炉使用済燃料 貯蔵設備内の 使用済燃料の 構内運搬に係 する使用が完了 するまで																																																																		
		新燃料貯蔵 設備 使用済燃料 貯蔵設備	1式	既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料の臨界防止に影響する ような変形等の有意な損傷が ない状態であること。	2号炉新燃料 貯蔵設備内の 新燃料の搬出 が完了するま で																																																																	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピット	1個	既許認可 どおり	臨界防止機能	2号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで																																																																		
		使用済燃料ラック	1式	既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料及び使用済燃料の臨界 防止に影響するような変形等 の有意な損傷がない状態であ ること。																																																																		
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持機能	性能	維持期間																																																																		
		設備 (建家) 名称	維持台数																																																																					
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料輸送容器 ^{※2}	1基	下記以外 は既許認可 可どおり 漏えい燃料を輸送 可能 ^{※3}	臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能	1号及び2号 炉使用済燃料 貯蔵設備内の 使用済燃料の 構内運搬に係 する使用が完了 するまで																																																																		
		新燃料貯蔵 設備 使用済燃料 貯蔵設備	1式	既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料の臨界防止に影響する ような変形等の有意な損傷が ない状態であること。	2号炉新燃料 貯蔵設備内の 新燃料の搬出 が完了するま で																																																																	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピット	1個	既許認可 どおり	臨界防止機能	2号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで																																																																		
		使用済燃料ラック	1式	既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料及び使用済燃料の臨界 防止に影響するような変形等 の有意な損傷がない状態であ ること。																																																																		

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含めない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																		
11	六 第6.1表 性能維持施設 (続き)	<p>第 6.1 表 性能維持施設 (7 / 10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備^{※1}</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="5">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>使用済樹脂貯蔵タンク^{※2}</td> <td>16基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射性廃棄物 貯蔵機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td>放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ドラム詰装置 (アスファルト固化装置、セメント固化装置) ^{※2}</td> <td>各1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td rowspan="4">放射性廃棄物 処理機能</td> <td>放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。</td> <td rowspan="4">放射性固体廃棄物の移送に係る使用が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ベイラ^{※2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂計量タンク^{※2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂移送容器^{※2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持台数	維持機能	性能	維持期間	設備 (建家) 名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂貯蔵タンク ^{※2}	16基	既許認可 どおり	放射性廃棄物 貯蔵機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	ドラム詰装置 (アスファルト固化装置、セメント固化装置) ^{※2}	各1基	既許認可 どおり	放射性廃棄物 処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。	放射性固体廃棄物の移送に係る使用が完了するまで	ベイラ ^{※2}	1基	既許認可 どおり	使用済樹脂計量タンク ^{※2}	1基	既許認可 どおり	使用済樹脂移送容器 ^{※2}	1基	既許認可 どおり	<p>第 6.1 表 性能維持施設 (7 / 10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備^{※1}</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="5">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>使用済樹脂貯蔵タンク^{※2}</td> <td>16基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射性廃棄物 貯蔵機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td>放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ドラム詰装置 (アスファルト固化装置、セメント固化装置) ^{※2}</td> <td>各1基</td> <td>既許認可 どおり^{※3}</td> <td rowspan="4">放射性廃棄物 処理機能</td> <td>放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。</td> <td rowspan="4">放射性固体廃棄物の移送に係る使用が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ベイラ^{※2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂計量タンク^{※2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂移送容器^{※2}</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。 ※3：強酸ドレン等については、漏えい、飛散、汚染の拡大及び放射線による被ばくを適切に防止できざる措置を講じたうえで、 人力にて運搬しドラム缶に固化材と練り混ぜて一体的に固型化する。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持台数	維持機能	性能	維持期間	設備 (建家) 名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂貯蔵タンク ^{※2}	16基	既許認可 どおり	放射性廃棄物 貯蔵機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	ドラム詰装置 (アスファルト固化装置、セメント固化装置) ^{※2}	各1基	既許認可 どおり ^{※3}	放射性廃棄物 処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。	放射性固体廃棄物の移送に係る使用が完了するまで	ベイラ ^{※2}	1基	既許認可 どおり	使用済樹脂計量タンク ^{※2}	1基	既許認可 どおり	使用済樹脂移送容器 ^{※2}	1基	既許認可 どおり	<ul style="list-style-type: none"> 1号炉海水ポンプの廃止に伴い、強酸ドレン等の処理方法について、固化装置による設備対応から人力による対応に変更することを明確化
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}			維持台数	維持機能					性能	維持期間																																																										
		設備 (建家) 名称	維持台数																																																																			
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂貯蔵タンク ^{※2}	16基	既許認可 どおり	放射性廃棄物 貯蔵機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																															
		ドラム詰装置 (アスファルト固化装置、セメント固化装置) ^{※2}	各1基	既許認可 どおり	放射性廃棄物 処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。	放射性固体廃棄物の移送に係る使用が完了するまで																																																															
		ベイラ ^{※2}	1基	既許認可 どおり																																																																		
		使用済樹脂計量タンク ^{※2}	1基	既許認可 どおり																																																																		
		使用済樹脂移送容器 ^{※2}	1基	既許認可 どおり																																																																		
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持台数	維持機能	性能	維持期間																																																															
		設備 (建家) 名称	維持台数																																																																			
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂貯蔵タンク ^{※2}	16基	既許認可 どおり	放射性廃棄物 貯蔵機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																															
		ドラム詰装置 (アスファルト固化装置、セメント固化装置) ^{※2}	各1基	既許認可 どおり ^{※3}	放射性廃棄物 処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。	放射性固体廃棄物の移送に係る使用が完了するまで																																																															
		ベイラ ^{※2}	1基	既許認可 どおり																																																																		
		使用済樹脂計量タンク ^{※2}	1基	既許認可 どおり																																																																		
		使用済樹脂移送容器 ^{※2}	1基	既許認可 どおり																																																																		

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																
14	六 第6.1表 性能維持施設 (続き)	<p>第6.1表 性能維持施設 (10/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の 区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備^{※1}</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">その他主 要施設</td> <td rowspan="2">原子炉補 機冷却海 水設備</td> <td>海水ポンプ^{※3}</td> <td>1台</td> <td>冷却機能 (自動起動機 能を除く。)</td> <td>性能維持施設へ海水を供給で きる状態であること。</td> <td>2号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の使用済燃 料の搬出が完 了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室給気ユニット^{※2}</td> <td>1基</td> <td>換気機能 (放射線管理室 のよう素除去機 能を除く。)</td> <td>放射線障害を防止するために 必要な換気ができる状態であ ること。</td> <td>管理区域を解 除するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室給気ファン^{※2}</td> <td>1台</td> <td>換気機能</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理室排気フィルタユニ ット^{※2}</td> <td>1基</td> <td>換気機能</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理室排気ファン^{※2}</td> <td>1台</td> <td>換気機能</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火設備</td> <td rowspan="2">消火設備</td> <td>原子炉格納容器排気筒 (1号炉)^{※2}</td> <td>1基</td> <td>換気機能</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火栓 (管理区域内)</td> <td>1式</td> <td>消火機能</td> <td>消火栓から放水できる状態で あること。</td> <td>各建家を解体 する前まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">照明設備</td> <td rowspan="2">照明設備</td> <td>非常照明 (直流非常灯)</td> <td>1式</td> <td>照明機能</td> <td>非常照明が点灯できる状態で あること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象を含む。 ※3：海水供給先に1号炉を含む。</p>	施設区分	設備等の 区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持台数	維持機能	性能	維持期間	設備 (建家) 名称	維持台数	その他主 要施設	原子炉補 機冷却海 水設備	海水ポンプ ^{※3}	1台	冷却機能 (自動起動機 能を除く。)	性能維持施設へ海水を供給で きる状態であること。	2号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の使用済燃 料の搬出が完 了するまで	放射線管理室給気ユニット ^{※2}	1基	換気機能 (放射線管理室 のよう素除去機 能を除く。)	放射線障害を防止するために 必要な換気ができる状態であ ること。	管理区域を解 除するまで	放射線管理室給気ファン ^{※2}	1台	換気機能				放射線管理室排気フィルタユニ ット ^{※2}	1基	換気機能				放射線管理室排気ファン ^{※2}	1台	換気機能				消火設備	消火設備	原子炉格納容器排気筒 (1号炉) ^{※2}	1基	換気機能				消火栓 (管理区域内)	1式	消火機能	消火栓から放水できる状態で あること。	各建家を解体 する前まで	照明設備	照明設備	非常照明 (直流非常灯)	1式	照明機能	非常照明が点灯できる状態で あること。		<p>第6.1表 性能維持施設 (10/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の 区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備^{※1}</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">その他主 要施設</td> <td rowspan="2">原子炉補 機冷却海 水設備</td> <td>海水ポンプ^{※2}</td> <td>1台</td> <td>冷却機能 (自動起動機 能を除く。)</td> <td>性能維持施設へ海水を供給で きる状態であること。</td> <td>2号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の使用済燃 料の搬出が完 了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室給気ユニット^{※2}</td> <td>1基</td> <td>換気機能 (放射線管理室 のよう素除去機 能を除く。)</td> <td>放射線障害を防止するために 必要な換気ができる状態であ ること。</td> <td>管理区域を解 除するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室給気ファン^{※2}</td> <td>1台</td> <td>換気機能</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理室排気フィルタユニ ット^{※2}</td> <td>1基</td> <td>換気機能</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理室排気ファン^{※2}</td> <td>1台</td> <td>換気機能</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火設備</td> <td rowspan="2">消火設備</td> <td>消火栓 (管理区域内)</td> <td>1式</td> <td>消火機能</td> <td>消火栓から放水できる状態で あること。</td> <td>各建家を解体 する前まで</td> </tr> <tr> <td>非常照明 (直流非常灯)</td> <td>1式</td> <td>照明機能</td> <td>非常照明が点灯できる状態で あること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象を含む。 ※3：海水供給先に1号炉を含めても、2号炉の性能維持施設への海水を供給するために必要な負荷に対して、十分な容量を確保可能。</p>	施設区分	設備等の 区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持台数	維持機能	性能	維持期間	設備 (建家) 名称	維持台数	その他主 要施設	原子炉補 機冷却海 水設備	海水ポンプ ^{※2}	1台	冷却機能 (自動起動機 能を除く。)	性能維持施設へ海水を供給で きる状態であること。	2号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の使用済燃 料の搬出が完 了するまで	放射線管理室給気ユニット ^{※2}	1基	換気機能 (放射線管理室 のよう素除去機 能を除く。)	放射線障害を防止するために 必要な換気ができる状態であ ること。	管理区域を解 除するまで	放射線管理室給気ファン ^{※2}	1台	換気機能				放射線管理室排気フィルタユニ ット ^{※2}	1基	換気機能				放射線管理室排気ファン ^{※2}	1台	換気機能				消火設備	消火設備	消火栓 (管理区域内)	1式	消火機能	消火栓から放水できる状態で あること。	各建家を解体 する前まで	非常照明 (直流非常灯)	1式	照明機能	非常照明が点灯できる状態で あること。		<ul style="list-style-type: none"> 2号炉海水ポンプを1号炉との共用施設として整理することを明確化 2号炉海水ポンプの供給先に1号炉を含めても、必要な負荷に対して十分な容量を確保可能であることを明確化
施設区分	設備等の 区分	位置、構造及び設備 ^{※1}			維持台数	維持機能					性能	維持期間																																																																																																								
		設備 (建家) 名称	維持台数																																																																																																																	
その他主 要施設	原子炉補 機冷却海 水設備	海水ポンプ ^{※3}	1台	冷却機能 (自動起動機 能を除く。)	性能維持施設へ海水を供給で きる状態であること。	2号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の使用済燃 料の搬出が完 了するまで																																																																																																														
		放射線管理室給気ユニット ^{※2}	1基	換気機能 (放射線管理室 のよう素除去機 能を除く。)	放射線障害を防止するために 必要な換気ができる状態であ ること。	管理区域を解 除するまで																																																																																																														
	放射線管理室給気ファン ^{※2}	1台	換気機能																																																																																																																	
	放射線管理室排気フィルタユニ ット ^{※2}	1基	換気機能																																																																																																																	
	放射線管理室排気ファン ^{※2}	1台	換気機能																																																																																																																	
消火設備	消火設備	原子炉格納容器排気筒 (1号炉) ^{※2}	1基	換気機能																																																																																																																
		消火栓 (管理区域内)	1式	消火機能	消火栓から放水できる状態で あること。	各建家を解体 する前まで																																																																																																														
照明設備	照明設備	非常照明 (直流非常灯)	1式	照明機能	非常照明が点灯できる状態で あること。																																																																																																															
		施設区分	設備等の 区分	位置、構造及び設備 ^{※1}		維持台数	維持機能	性能	維持期間																																																																																																											
設備 (建家) 名称	維持台数																																																																																																																			
その他主 要施設	原子炉補 機冷却海 水設備	海水ポンプ ^{※2}	1台	冷却機能 (自動起動機 能を除く。)	性能維持施設へ海水を供給で きる状態であること。	2号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の使用済燃 料の搬出が完 了するまで																																																																																																														
		放射線管理室給気ユニット ^{※2}	1基	換気機能 (放射線管理室 のよう素除去機 能を除く。)	放射線障害を防止するために 必要な換気ができる状態であ ること。	管理区域を解 除するまで																																																																																																														
	放射線管理室給気ファン ^{※2}	1台	換気機能																																																																																																																	
	放射線管理室排気フィルタユニ ット ^{※2}	1基	換気機能																																																																																																																	
	放射線管理室排気ファン ^{※2}	1台	換気機能																																																																																																																	
消火設備	消火設備	消火栓 (管理区域内)	1式	消火機能	消火栓から放水できる状態で あること。	各建家を解体 する前まで																																																																																																														
		非常照明 (直流非常灯)	1式	照明機能	非常照明が点灯できる状態で あること。																																																																																																															

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
20	十 第10.2 図 解体工事準備期間の放射性液体廃棄物の処理フロー	<p>第10.2 図 解体工事準備期間の放射性液体廃棄物の処理フロー</p>	<p>第10.2 図 解体工事準備期間の放射性液体廃棄物の処理フロー</p>	<p>・ 記載の適正化 (放射性液体廃棄物について、1号炉から2号炉への接続箇所が廃液貯蔵タンク上流になるよう図面を修正)</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。